

(請求人様)

名古屋市監査委員	中 田 ちづこ
同	小 林 祥 子
同	鈴 木 邦 尚
同	橋 本 博 孔

### 名古屋市職員措置請求について (通知)

平成 26 年 2 月 19 日に提出された名古屋市職員措置請求 (以下「住民監査請求」という。) について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

#### 1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

#### 2 理 由

##### (1) 請求の趣旨

本件住民監査請求は、本市が名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金 (防犯カメラ) の正保学区連絡協議会への交付について、回議・合議により決裁・施行し、支出命令書により金額 131 万 7 千円を支出負担した行為は、地方自治法第 2 条第 4 項、第 6 項、第 5 項、第 16 項、第 17 項、第 10 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 2 項、第 15 条、第 138 条の 4 第 1 項、第 157 条、第 158 条第 1 項、第 174 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 7 章第 4 節、第 214 条、第 260 条の 2 第 6 項、道路法第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項、地方財政法第 2 条第 1 項、刑法第 9 条、旧刑法附則 (明治 14 年太政官布告第 67 号) 第 2 章 監視、第 3 章 仮出獄及ヒ特別監視、刑事訴訟法第 197 条、第 218 条第 2 項、警察法第 2 条第 2 項、第 3 条、破壊活動防止法第 2 条、第 3 条第 1 項、差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律 第 2 条、第 3 条第 1 項、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号、第 31 条 服務の宣誓、自由権規約第 5 条第 1 項、第 2 項、第 9 条第 1 項、第 17 条第 1 項、憲法第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項、第 31 条、第 29 条第 2 項、第 41 条、第 65 条、第 92 条、第 93 条、第 94 条、第 95 条、第 97 条、第 98 条第 1 項に反し又は抵触し、重層的に違法不当であるとし、その主な理由として、

ア 名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金交付要綱 第3条(交付の対象)で「防犯カメラ設置事業」として潜り込ませており、市民側に「受忍義務」を課している人権侵害的物件であるのに法律、条例の具体的規定(市長の定める規則ですらない)に因らないでこの規定を設けた事は、法の支配を潜脱する手段としての脱法行為であること

イ 特に重要施設も見当たらずその強度の蓋然性も感じられない地区に防犯監視カメラを設置することは、不必要に人権侵害を惹起するものであり、当然に防犯カメラに監視機能を持たせてモニタリング録画し不当に「情報収集」することも当然に可能であり、当局等が何らの法律の根拠も法的拘束力もない段階で、防犯監視カメラを設置することは国民の趣味嗜好、交友関係、行動を逐一把握して憲法第19条“思想及び良心の自由”を脅かし、自由権規約第5条第1項、第2項、第9条、第17条“何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して、恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない”に反し「自由を萎縮」させ、更なる人権侵害に繋がる虞があること

ウ 防犯監視カメラは明確な人権侵害目的により撮影録画して国民に「受忍義務を課している」ことから権力的作用に他ならず、法的人権担保が無く行うことはやはり問題があり、これらを行うには法律による明文規定が必要であること

エ 同事業助成金交付は直ちに打ち切るべきであり、今後は立法府(国会)による法制化を待って行うものであること

オ 名古屋市会決議録(第4号)中、平成25年第32号議案 第3条(債務負担行為)によれば、「第3表債務負担行為」には「防犯カメラ設置事業」は何ら示されておらず、一般会計の歳出として、款 6 市民経済費、項 1 市民生活費となっており、予算科目の内、款、項、目、節の中で議決科目は款 市民経済費、項 市民生活費だけで相当大雑把であり、小事業の街頭犯罪抑止環境整備事業助成において地域安全推進課長以下事業主管等が具体的に「防犯カメラ設置」に対する補助事業を決定し、細目事業執行機関が事業助成として行うには人権上不適切な事業助成であり、執行機関の行政裁量権を逸脱したものであること

と主張している。

よって、①正保学区連絡協議会に支出した金額131万7千円の市への返還、②その他の団体へ支出した同事業補助金の市への返還、③及びまた予算として計上された4,800万円の支出確定していない分の支出凍結、④並びに同地区に設置さ

れた防犯カメラの撤去、又は運用停止（レンズにキャップを施す）。同事業補助金により市内に設置された防犯カメラの撤去、又は運用停止（レンズにキャップを施す）及びそれらにより入手した画像の廃棄、⑤今後の「防犯カメラ事業補助金」名目の裁量専決予算執行停止、支出負担の禁止の措置を求めるものである。

## (2) 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされており、財務会計行為の前提となる先行行為を違法と主張する場合には、先行行為の違法が財務会計行為の適正な運営の観点から看過できないと判断されるような直接的な関係が認められることが必要であるとされている。

まず、請求人が求めている①から⑤の措置の内容を見ると、②③④⑤については、本件請求に係る財務会計行為とは直接の関係がないことから、地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている必要な措置には該当しない。

次に、①の正保学区連絡協議会に支出した金額 131 万 7 千円の市への返還について、当該財務会計行為の先行行為となる名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金交付要綱の違法性も含め請求内容を精査すると、非財務会計行為である防犯カメラの設置について、防犯カメラは人権侵害的物件であり、憲法第 19 条に規定されている思想及び良心の自由を脅かし、自由権規約に反していることなどを主張しており、この判断は司法に属する事項であり地方自治法第 242 条が予定する住民監査請求にはなじまないものである。

なお、本件請求に係る財務会計行為自体は、適法に処理されている。

よって、本件は住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)